

改正

令和3年3月24日規則第6号

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、三池炭鉱旧万田坑施設（以下「万田坑施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する万田坑施設の施設長は、万田坑施設の業務を掌理し、その他の職員を指揮監督する。

2 万田坑施設の職員は、施設長の命を受け、条例第3条に規定する業務に従事する。

(観覧券等)

第3条 三池炭鉱旧万田坑（以下「旧万田坑」という。）を観覧しようとする者は、観覧券を購入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

2 市長は、必要と認めたときは、観覧招待券を発行することができる。

(観覧料の減免)

第4条 条例第9条の規定による観覧料の減免額は、次のとおりとする。

(1) 市内の小学校及び中学校が教育の一環として観覧する場合は、観覧料の全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めた場合は、その都度市長が定める額

2 前項に規定する観覧料の減免を受けようとする者は、旧万田坑施設観覧料減免申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、観覧料の減免の可否を決定したときは、旧万田坑施設観覧料減免承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 第1項に規定するもののほか、次の手帳を有する者が当該手帳を提示した場合は、その観覧料を減額し、条例別表に掲げる団体観覧料を適用する。この場合において、前項の規定による申請は、不要とする。

(1) 身体障害者手帳

(2) 療育手帳

(3) 精神障害者保健福祉手帳

(無料観覧日)

第5条 次に掲げる日は、市長が定める旧万田坑の無料観覧日とする。

(1) 4月29日

(2) 5月5日

(3) 11月3日

(資料の貸出し)

第6条 万田坑施設に展示され、又は保存されている資料（以下「万田坑施設資料」という。）の施設外貸出しの許可を受けようとする機関及び団体は、万田坑施設資料施設外貸出許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 万田坑施設資料を施設外に貸し出す場合に当該資料寄託者の同意を要するものについては、前項の申請書に当該資料寄託者の同意書を添付するものとする。

3 市長は、万田坑施設資料の施設外貸出しを許可したときは、当該許可の申請者に万田坑施設資料施設外貸出許可書（様式第4号）を交付する。

4 前項の許可を受けた機関及び団体が資料の貸出しを受けるときは、万田坑施設資料借用書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

5 万田坑施設資料の貸出しを受けた機関及び団体は、市長の指示するところにより、当該万田坑施設資料を適切に管理し、これを他に転貸してはならない。

(資料の撮影等)

第7条 条例第11条の規定により万田坑施設資料の撮影、複写、模造等の許可を受けようとする者は、万田坑施設資料撮影等許可申請書（様式第6号）又は万田坑施設撮影許可申請書（様式第7号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 万田坑施設資料の撮影、複写、模造等において当該資料寄託者の同意を要するものについては、前項の申請書に当該資料寄託者の同意書を添付するものとする。

3 市長は、万田坑施設資料の撮影、複写、模造等の許可をしたときは、当該許可の申請者に万田坑施設資料撮影許可書（様式第8号）又は万田坑施設撮影許可書（様式第9号）を交付する。

(資料の寄贈及び寄託等)

第8条 万田坑施設は、石炭産業に関する資料（以下「石炭産業資料」という。）の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 石炭産業資料の寄贈又は寄託をしようとする者は、石炭産業資料寄贈（寄託）申込書（様式第

10号)により、市長にその旨を申し出なければならない。

- 3 前項の規定により、市長は、石炭産業資料の寄贈又は寄託を受けたときは、石炭産業資料受領(預り)書(様式第11号)を発行するものとする。

(寄託資料の取扱い)

第9条 寄託を受けた石炭産業資料の取扱いは、特別の条件がある場合のほか、万田坑施設資料の取扱いに準じる。

- 2 寄託を受けた石炭産業資料の寄託期間が終わったときは、市長は、当該寄託者に対し、その旨を通知するものとする。

(寄託資料の損害賠償)

第10条 市長は、その責に帰する事由に基づき、寄託石炭産業資料を毀損、汚損、滅失又は紛失した場合は、原則としてその損害を賠償するものとする。

(寄贈及び寄託に要する経費)

第11条 寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その一部又は全部を負担することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第12条の規定に基づき万田坑施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者」と、第4条中「観覧料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「第9条」とあるのは「第14条」と、第10条中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、第4条第2項中「様式第1号」とあるのは「様式第12号」と、同条第3項中「様式第2号」とあるのは「様式第13号」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成22年教育委員会規則第7号)の規定によりなされた旧万田坑の観覧料の減免、万田坑施設

の資料の貸出等に係る申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則（令和3年3月24日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。